



# 柏崎市地域産業活性化資金

固定金利と長期返済で安定した経営を応援 信用保証料補給制度もあります

## 一般資金 と 借換資金 の 2本建て 広いニーズに対応

一般資金は 運転資金や少額の設備投資資金として幅広い用途でご利用いただけます。

借換資金は 信用保証付市制度融資の借換え用として大きな枠をご用意しております。借り換えする残債額にプラスして、新規の運転資金や設備資金なども一緒にご利用いただけます。

区分		一般資金		借換資金	
対象者		市内に事業所を有し、6か月以上事業を営んでいる中小企業者(NPO法人は除く)及び協同組合等			
資金使途		運転資金 設備資金		信保付き市制度融資の借換資金 (新規資金を追加してのご利用可能)	
融資限度額 (既存残高含む)		3,000万円以下		5,000万円以下	
融資利率 (固定金利)	信保付	返済期間 5年以内 返済期間 5年超	年利 1.8% 年利 2.0%	返済期間 5年以内 返済期間 5年超	年利 2.0% 年利 2.2%
	その他	返済期間 5年以内 返済期間 5年超	年利 2.3% 年利 2.5%	/	
融資期間		10年以内(据置期間2年以内)			
担保及び保証人		取扱金融機関の定めによる			
新潟県信用保証協会の信用保証		必要により信用保証付きとする		信用保証付き	
申込み先 取扱金融機関		第四銀行・北越銀行・大光銀行・柏崎信用金庫・新潟県信用組合・新潟大栄信用組合の市内営業店、商工中金長岡支店			
その他		市内事業所が、市内で行う事業用土地購入、建物建設・購入、営業車購入、機械設備の設置・増設などが対象です。(ただし、投機目的の場合は利用不可) 設備設置前(車両の場合は車両登録前、工事の場合は着工前)に市の認定が必要です。			

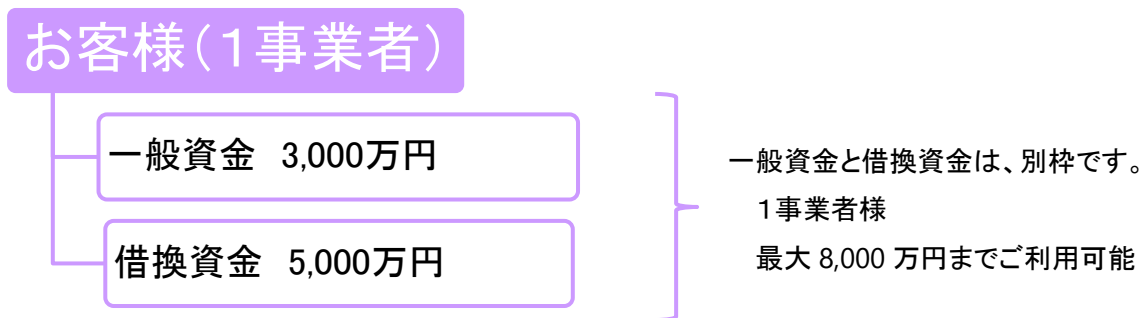
- ・上記は令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日までのお借入の方が対象です。
- ・審査の結果、資金のご要望にお応えできない場合があります。
- ・暴力団及び暴力団と密接な関係を有する方は、ご利用いただけません。
- ・各資金とも融資限度額以内であれば、複数口のご利用が可能です。現在の融資残高を確認のうえ、認定申請をお願いします。

お問い合わせは、商業観光課商業労政係へ ☎0257-23-5111(内線 322)

## 資金申込み時にご用意いただくもの

1. 柏崎市中小企業者向け制度融資に係る認定申請書（市役所商業観光課又は金融機関にご用意してあります）
2. 直近期末の決算書の写し（個人事業主の方等で、決算書の作成がない場合には、税務申告書の写し）
3. 設備投資にご利用の場合は、設備の見積書、カタログ及び仕様書の写し
4. 直近の市税完納証明書（市役所税務課で発行(有料)。証明書申請時に代表者印が必要です）
5. 柏崎市暴力団排除条例に基づく誓約書

## 柏崎市地域産業活性化資金のイメージ



## 柏崎市地域産業活性化資金の借入時に利用できる市の助成制度

### 信用保証料補給制度(届出不要)

信用保証料とは、信用保証制度をご利用いただく際に、事業者の皆さまがお支払いする保証協会利用の対価です。信用保証料率は、利用する保証制度や決算内容、利用残高などによって決まります。

柏崎市では、借入時の負担軽減を図るため、一般保証を利用される事業者の皆様の保証料率が0.95%程度に抑えられるよう、信用保証料率区分に応じて保証料の一部を補給しています。

そのため、融資実行時に金融機関を通じて保証協会にお支払いいただく保証料は、市の補給分を差し引いた保証料となります。

**申込書等を提出する必要はありません。信用保証料の補給額は、後日郵送でお知らせします。**

※地域産業活性化資金の一般資金は、保証協会の信用保証なしでもご利用可能です。信用保証なしで資金を利用する場合は、信用保証料補給はありません。

※信用保証協会を利用できない業種があります。

※信用保証承諾の審査は、信用保証協会が行います。信用保証承諾のご要望にお応えできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

参考：一般保証（責任共有対象）信用保証料率と柏崎市の補給率

信用保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
市信用保証料補給率	50%	46%	38%	30%	18%	5%	0%	0%	0%
お客様の実質負担率	0.95%	0.95%	0.96%	0.95%	0.94%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%